

国立大学法人名古屋工業大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び役員の職務実績に応じ、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減額することができるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 改定なし

理事 改定なし

理事(非常勤) 改定なし

監事 改定なし

監事(非常勤) 改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 20,216	千円 12,780	千円 5,686	千円 1,533 (地域手当) 217 (通勤手当)			
A理事	千円 16,146	千円 10,116	千円 4,501	千円 1,213 (地域手当) 316 (通勤手当)			※
B理事	千円 12,733	千円 7,848	千円 3,504	千円 961 (地域手当) 420 (単身赴任手当)			◇
C理事 (非常勤)	千円 2,280	千円 2,280	千円 0	千円 0 ()		3月31日	
A監事 (非常勤)	千円 900	千円 900	千円 0	千円 0 ()			
B監事 (非常勤)	千円 960	千円 960	千円 0	千円 0 ()			

注: 地域手当とは、民間賃金の高い地域に在勤する役員に支給されるものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事A						該当者なし	
理事B						該当者なし	
理事A (非常勤)						該当者なし	
監事A (非常勤)						該当者なし	
監事B (非常勤)						該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

国立大学法人名古屋工業大学における中期目標・中期計画の実施における組織の再編，可能な限りの電子化，外部委託の推進による人員配置の見直し及び合理化を図り，人件費の抑制に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与の水準については，人事院勧告を参考にし，国家公務員の給与水準を考慮し決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評定等による勤務成績を昇給，昇格及び勤勉手当の成績率に反映させる。
また，教育職員においては，教員評価結果を昇給の参考資料として用いている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日の基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合に基づき支給される。
昇給	毎年1月1日に同日前1年間における勤務成績に応じ，号俸数を昇給させることができる。
昇格	勤務成績が良好で，必要経過年数，必要在級年数等の基準を満たしたものは1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- ・初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の上上げ
- ・子等に係る扶養手当を月額500円引上げ
- ・勤勉手当の0.05月分引上げ
- ・地域手当の1%引上げ

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 482	歳 46.2	千円 8,865	千円 6,366	千円 126	千円 2,499
事務・技術	人 138	歳 44.6	千円 6,490	千円 4,744	千円 140	千円 1,746
教育職種 (大学教員)	人 342	歳 46.9	千円 9,836	千円 7,030	千円 120	千円 2,806
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
その他	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

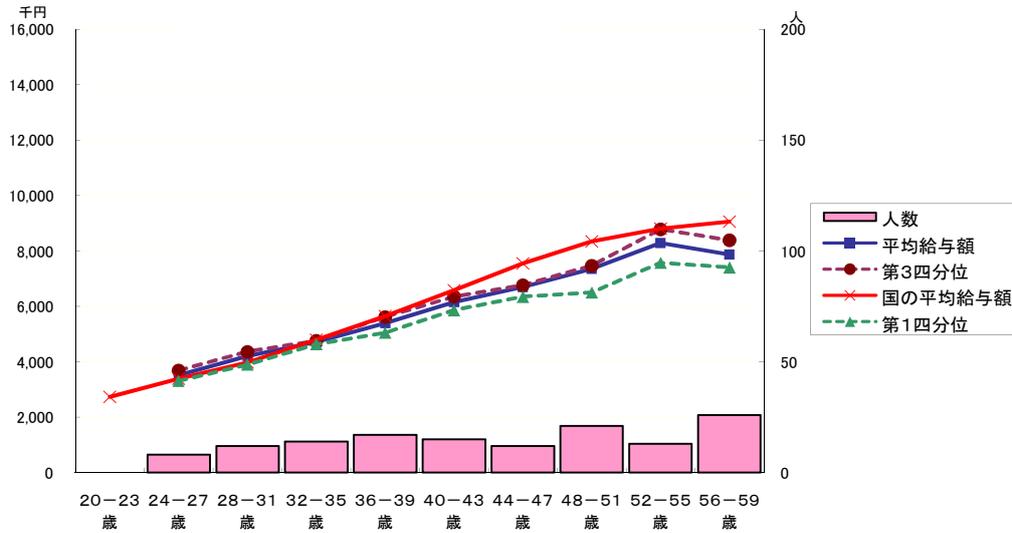
常勤職員のその他とは、看護師、自動車運転手の職務である。

常勤職員のその他については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

再任用職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)



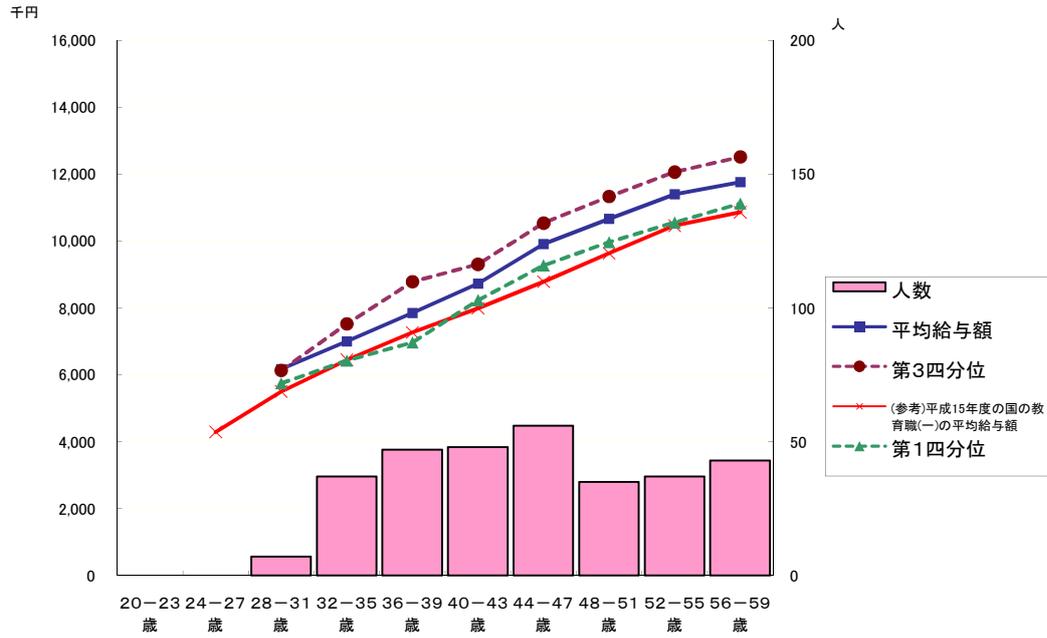
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	3	53.8	—	10,733	—	—	—
次長	2	56.5	—	—	—	—	—
課長	10	52.6	8,450	8,700	9,171	—	—
主幹(課長補佐相当)	19	53.1	7,075	7,874	8,433	—	—
係長	65	46.2	5,863	6,344	6,824	—	—
主任	11	43.0	4,681	5,514	6,413	—	—
係員	28	31.1	3,749	4,186	4,642	—	—

注:部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。
 :次長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

(教育職員(大学職員))



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
代表的職位						
教授	146	54.1	10,913	11,597	12,239	
准教授	135	43.4	8,566	9,030	9,552	
助教	61	37.2	6,411	6,733	7,019	

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級
標準的な職位		局長	局長	部長	部長	課長	課長
人員 (割合)	138 人 ()	0 人 (0.0 %)	0 人 (0.0 %)	0 人 (0.0 %)	3 人 (2.2 %)	5 人 (3.6 %)	10 人 (7.2 %)
年齢(最高 ～最低)					58～50	59～49	57～41
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	千円	千円	千円 8,351 ～7,157	千円 7,262 ～6,327	千円 6,617 ～5,647
年間給与 額(最高～ 最低)		千円	千円	千円	千円 11,454 ～10,201	千円 9,906 ～8,714	千円 8,966 ～7,627

4級	3級	2級	1級
主幹(課長 補佐相当)	係長 主任	主任 係員	係員
27 人 (19.6 %)	60 人 (43.5 %)	26 人 (18.8 %)	7 人 (5.1 %)
59～44	59～31	36～27	31～24
千円 6,358 ～4,650	千円 5,296 ～3,366	千円 3,781 ～2,734	千円 2,929 ～2,383
千円 8,641 ～6,439	千円 7,295 ～4,676	千円 5,109 ～3,749	千円 3,901 ～3,259

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教	教務職員
人員 (割合)	342 人 ()	0 人 (0.0 %)	146 人 (42.7 %)	135 人 (39.5 %)	0 人 (0.0 %)	61 人 (17.8 %)	0 人 (0.0 %)
年齢(最高 ～最低)			62～42	62～31		62～29	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	千円 10,521 ～6,530	千円 7,855 ～4,511	千円	千円 5,911 ～4,086	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円	千円 15,007 ～9,149	千円 10,945 ～6,233	千円	千円 8,076 ～5,579	千円

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 66.7	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.1	% 33.3	% 34.1
	最高～最低	% 48.1～31.9	% 45.9～28.8	% 45.7～30.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 67.8	% 67.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 33.9	% 32.2	% 33.0
	最高～最低	% 38.1～31.7	% 37.4～29.8	% 36.7～30.7

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.4	% 66.9	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.6	% 33.1	% 33.8
	最高～最低	% 38.1～32.4	% 37.0～30.4	% 37.3～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 67.9	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 33.9	% 32.1	% 32.9
	最高～最低	% 38.1～31.6	% 37.4～29.6	% 36.9～30.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 92.0

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 106.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 109.7

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 92.0
	参考
	地域勘案 91.1
	学歴勘案 90.0
	地域・学歴勘案 89.9
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 52.1% (国からの財政支出額 5,949百万円,支出予算の総額 11,410百万円:平成19年度予算) 【検証結果】 平成19年度予算における支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は52.1%であるが、対国家公務員の給与水準指数は92.0である。また、平成18年度決算における累積欠損額は無い。 以上のことから、給与は適切な水準である。
講ずる措置	引き続き人員配置の見直し及び合理化を図り、人件費の抑制をおこない、給与水準の維持に努める。

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標

109.7

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,850,444	千円 4,893,136	千円 (%) △42,692 (△0.9)	千円 (%) △67,504 (△1.4)
退職手当支給額 (B)	千円 518,194	千円 513,813	千円 (%) 4,381 (0.9)	千円 (%) △56,094 (△9.8)
非常勤役員等給与 (C)	千円 669,901	千円 695,889	千円 (%) △25,988 (△3.7)	千円 (%) 41,792 (6.7)
福利厚生費 (D)	千円 626,293	千円 664,479	千円 (%) △38,186 (△5.7)	千円 (%) △19,771 (△3.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,664,832	千円 6,767,317	千円 (%) △102,485 (△1.5)	千円 (%) △101,577 (△1.5)

注:「非常勤役員等給与」においては、寄附金、受託研究費他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。
:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額が対前年度比0.9%減少した要因としては、欠員補充の抑制による職員数の減によるものである。
- ・退職手当支給額が前年比0.9%増加した要因としては、定年退職者及び任期満了者の人員増によるものである。
- ・結果として、最広義人件費については、対前年度比1.5%の減少となった。
- ・行革推進法、「行政改革の重要方針」による人件費削減の取り組みについては、4%の人件費削減を図るため、人事企画院の下ワーキンググループにて、定年退職教員の再雇用および再雇用教員の給与抑制による人件費削減を図ることとし、定年退職教員の再雇用制度(職務内容・身分・給与等)について検討している。
- ・基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額及び人件費予算相当額
「給与、報酬等支給総額」4,943,520千円
「人件費予算相当額」5,066,295千円
- ・平成18年度、平成19年度の給与、報酬等支給総額、人件費削減率、人件費削減率(補正值)は、下記のとおりである。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	5,066,295	4,893,136	4,850,444
人件費削減率 (%)		△3.4	△4.3
人件費削減率(補正值) (%)		△3.4	△5.0

- ・「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。
- ・基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし